平成２６年（フ）第９７７号
札幌市東区北17条東12丁目１番６―408号
債務者　南　　敏明
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０９６号
札幌市白石区南郷通11丁目南１番12号　ビックバーンズマンション南郷Ⅱ―103号
債務者　南　　茂春
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９号
山形県東田川郡庄内町余目字猿田77番地７、前住所東京都豊島区東池袋２丁目21番５―1004号
債務者　松浦　和樹
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１４３号
群馬県伊勢崎市宮子町3475番地２　ハイツ・リバーヒルズ101
債務者　畑野　逸人
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８７号
群馬県伊勢崎市境栄177番地６
債務者　須田　浩祥
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６８６号
さいたま市緑区大字大門2719番地２
債務者　宇田川千雪
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６９９号
さいたま市南区文蔵５丁目28番１号　エルセリート南浦和201号室、旧住所さいたま市南区内谷４丁目９番８号　ハイム大兼103
債務者　大和田　充
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
千葉県船橋市二和東６丁目28番４号
債務者　佐山　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４５３号
千葉県市川市八幡６丁目７番１号　ガーデンハイツ市川203号
債務者　大庭　奈々
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４６０号
千葉市若葉区桜木４丁目13番17号
債務者　玉屋　英俊
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４８１号
千葉県市川市曽谷８丁目14番４号
債務者　中村　由起
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４８８号
千葉県習志野市東習志野２丁目16番１―305号
債務者　西村　　綾
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４９３号
千葉県市原市中429番地６
債務者　金丸　　徹
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６９号
岐阜県瑞浪市南小田町１丁目68番地　市営住宅大法原団地Ｂ―202号
債務者　伊藤　洋一
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第７０号
岐阜県瑞浪市南小田町１丁目68番地　市営住宅大法原団地Ｂ―202号
債務者　伊藤イサ子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第６３７号
京都府宇治市広野町小根尾130番地の91
債務者　木﨑　幸子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６８３号
京都府京田辺市薪茶屋前34番地９
債務者　原田恵美子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６８７号
京都市西京区大枝沓掛町10番地８　コーポＨＡＹＡＳＨＩ106号
債務者　辻　　善次郎
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係